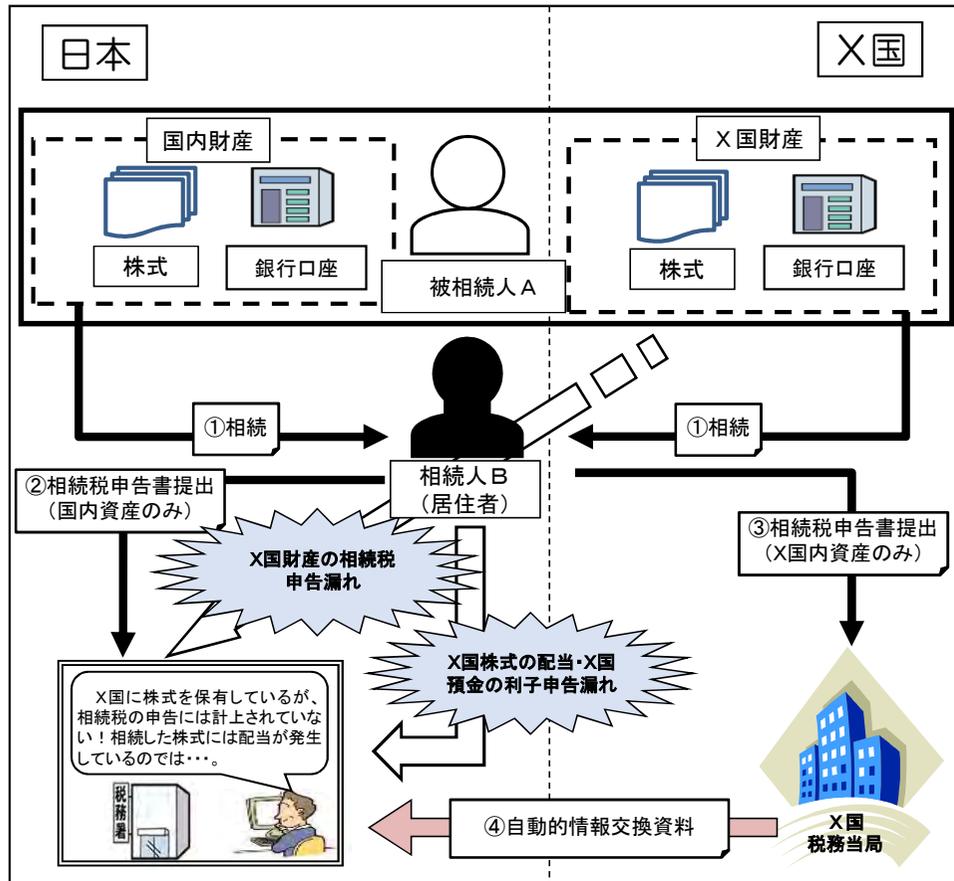


事例11 国外財産が相続税申告漏れ・相続した国外株式に係る配当所得等が申告漏れとなっていた事例

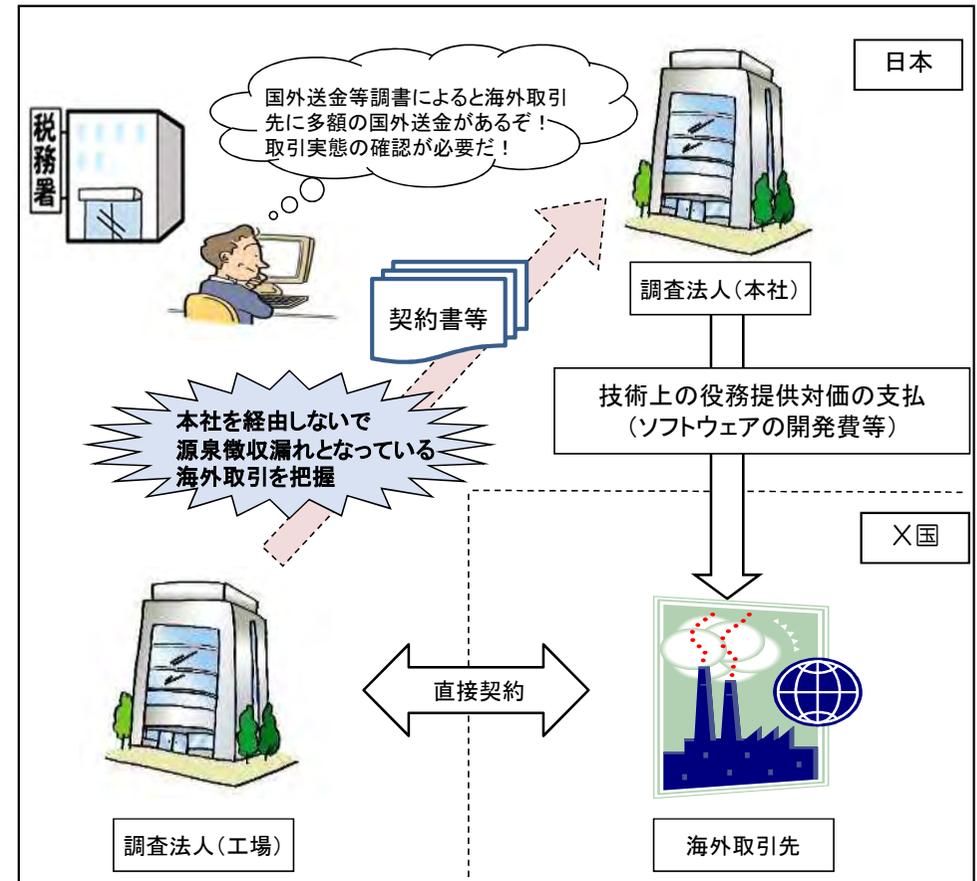
事例12 海外取引先への支払について源泉徴収していなかった事例



X国からの自動的情報交換資料により、被相続人AはX国内に株式を保有していた事実を把握したが、被相続人Aに係る相続税の申告には国外の財産が含まれていなかったことから、調査を実施した。

調査において、相続人BはX国財産についてはX国においてのみ申告すればよいとの認識から、相続したX国の株式や預金を日本の相続税の申告に計上していなかったことが判明した。

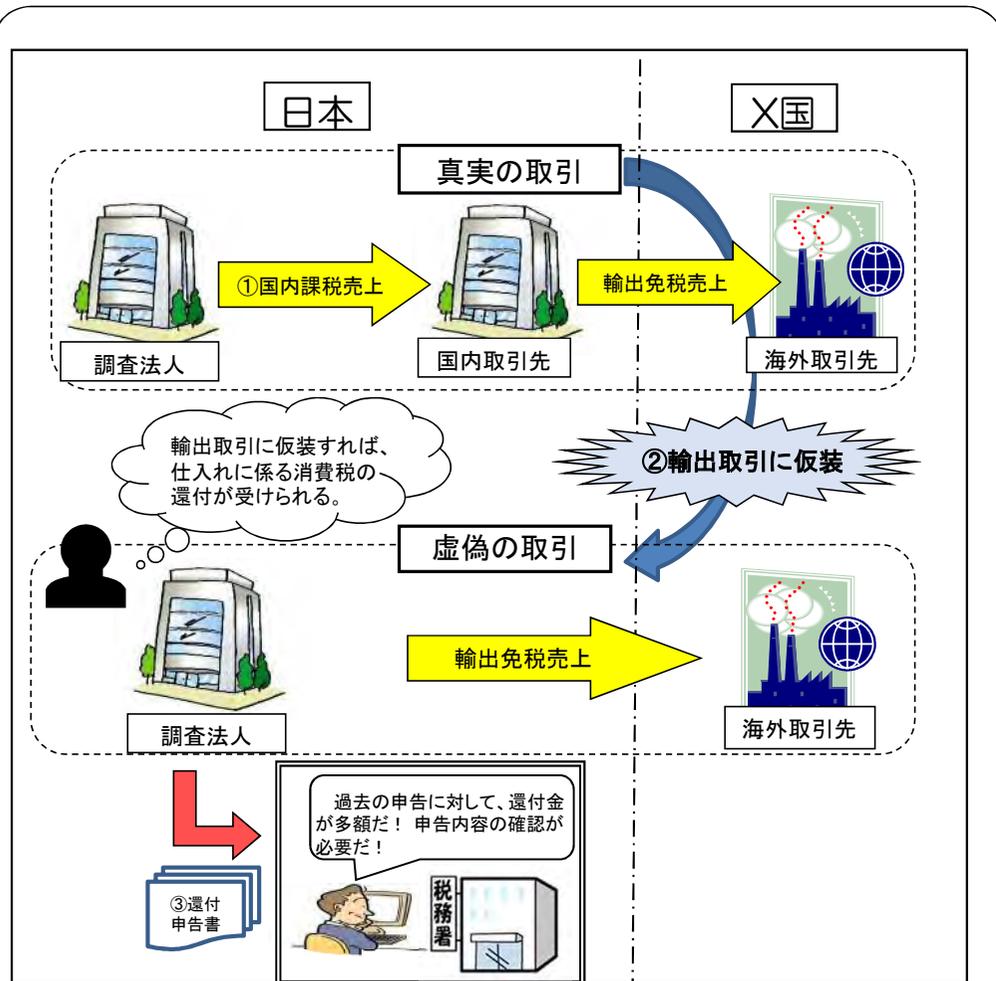
また、相続したX国の株式について相続後に配当が発生していた事実及び相続したX国の預金について相続後に利子が発生していた事実を把握したが、相続人Bは自らの日本の所得税の申告において、当該配当及び利子の申告をしていなかったことが判明した。



国外送金等調書により、調査法人は多額の国外送金をしていたため、取引実態を確認すべく調査を実施したところ、調査法人の本社において、契約書等が確認できない取引を把握した。

調査の結果、当該取引は本社を経由せず調査法人の工場が直接契約した取引であり、源泉徴収が必要な技術上の役務提供対価であるが、本社へ取引内容が伝わっていなかったことを理由に、源泉徴収が行われていないことが判明した。

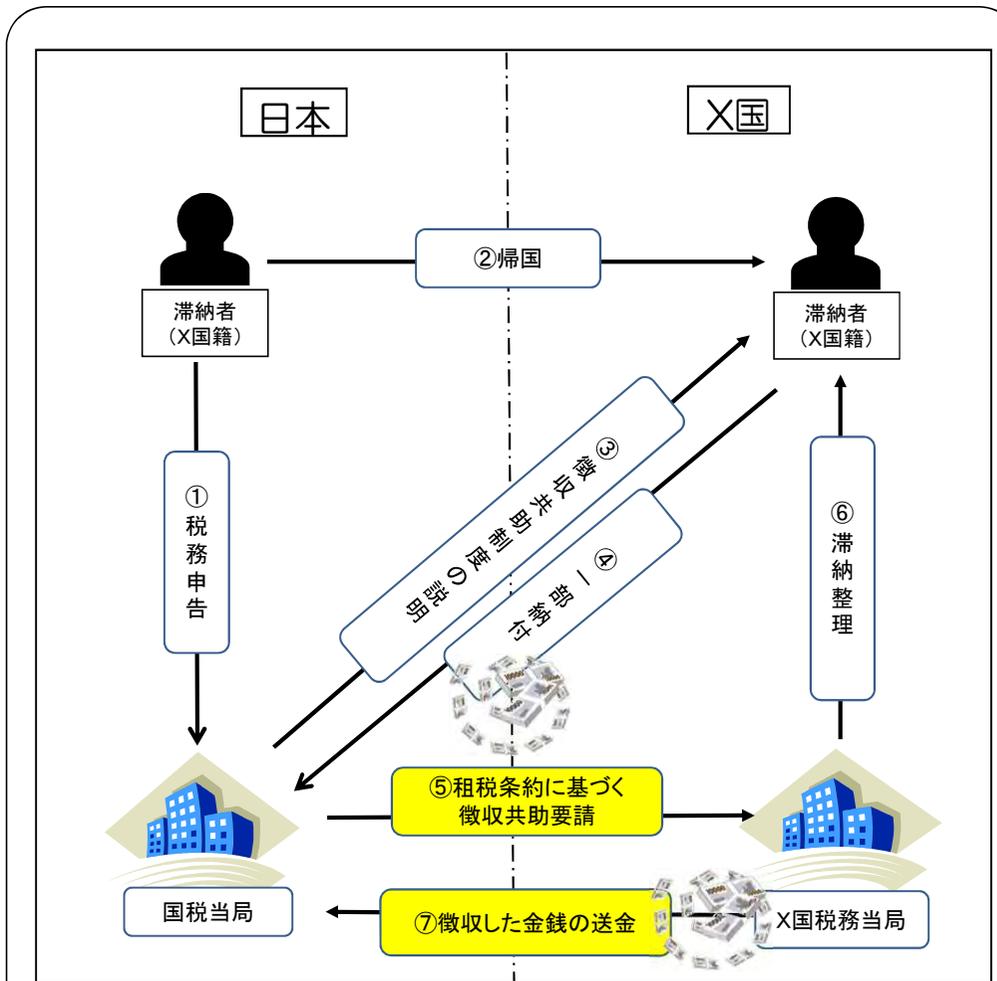
事例13 消費税の不正還付を未然に防止した事例



調査対象法人は、多額の消費税の還付申告書を提出しており、還付申告内容を確認すべく調査を実施した。

調査の結果、調査対象法人は、国内取引を輸出取引に仮装する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていたことを、国内取引先法人に対する反面調査などを通して把握した。

事例14 徴収共助事例

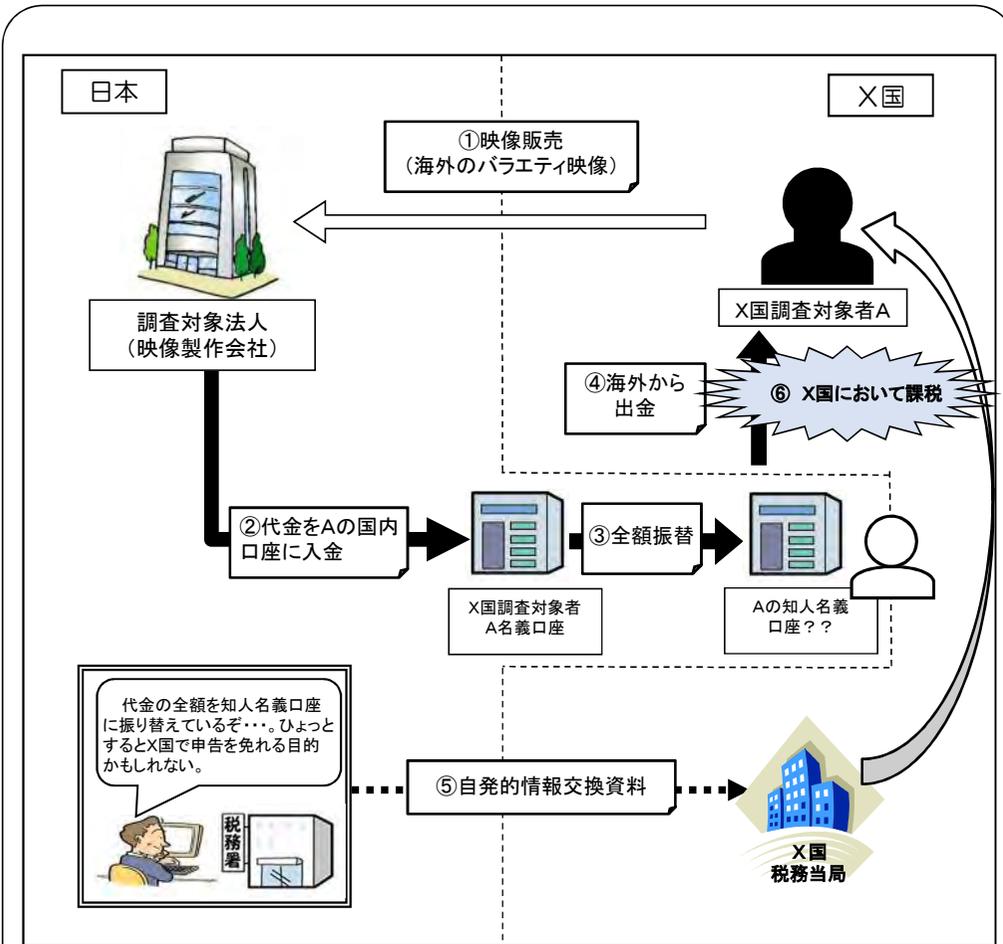


X国籍である滞納者は、申告した国税を納付せずにX国へ帰国した。

滞納者は国内財産を有しておらず、納税管理人を通じて、租税条約に基づく徴収共助の要請の可能性を説明したところ、一部の国税が自主的に納付されたものの、残額は納付されなかった。

そこで、X国の税務当局に対し、徴収共助を要請したところ、X国の税務当局によって、滞納者から残額の国税が徴収されるに至った。その後、X国の税務当局から送金を受け国税に充当した。

参考 日本から外国当局へ自発的情報交換を行った事例



調査対象法人の調査において、X国調査対象者Aは国内の映像製作会社及びテレビ局に海外のパラエティ映像を販売し、国内銀行口座にて代金の回収をしている事実を把握。

回収した代金はX国調査対象者A名義の口座に振り込まれ、その後知人と覚しき外国人名義の口座を経由し、X国で引き出されていたため、X国において適正に申告されているか疑義があった。

そのため、日本からX国に対し、当該取引情報を自発的情報交換資料として提供したところ、X国のその後の調査において、X国調査対象者Aは当該取引について、X国において申告をしていなかったため、X国において課税が行われた。

OECD 報告書「変化する納税コンプライアンス環境と税務調査の役割*」（2017）に示された
これからの税務行政の方向性

*原題：The Changing Tax Compliance Environment and the Role of Audit

- 本報告書は、OECDにおける長年の議論を踏まえ、「税務行政の果たすべき役割の変化」について取りまとめられたもの。
- 税務行政の役割については、従来、税務調査による事後的な非違（申告誤り、不正な申告等）の是正に主眼が置かれていたが、近年、各国税務当局は、多様なデータや先進的な技術の活用、納税者との協力的な関係の構築等を通じて、非違の発生を未然に防止しつつ、税務調査はより必要性の高い分野（高額・悪質な事案等）に重点化するといった取組を実施。
- 今後もこうした取組（非違の未然防止、税務調査の重点化）を継続していくことが重要である旨が指摘されている。

効果的な税務行政のための重要な要素

効率的な手法による
コンプライアンスの最大化

納税者のコンプライアンス
コストの最小化

納税者からの信頼
の構築及び維持

コンプライアンスの実現に向けた手段

（納税者）

日頃の取引・記帳

申告・納税

（税務調査への対応）

（税務当局）

①上流における対応 (Upstream activities)
計画的なコンプライアンス (Compliance by design)
源泉徴収、ルーリング、記入済み申告等

②事前の対応 (Pro-active activities)
周知広報、納税者への働きかけ (ナッジ) 等

③事後的な対応 (Reactive activities)
税務調査、滞納整理等

【従前】 事後的な対応（③）に主眼

↓（活用可能なデータの増加、技術の進展等）

【現在・今後】 以下の視点から、取引・申告時の対応（①②）にシフトしていくことが重要

- ・ 申告誤りや不正な申告の削減
- ・ 納税者及び税務当局双方の負担軽減
- ・ 納税者の予測可能性の確保
- ・ 納税者からの信頼の向上
- ・ リスクの高い分野の早期特定
- ・ リスクの高い分野へのリソースの重点投下

税務調査の役割

○税務調査の役割

- ①調査対象者の申告の適否に係る確認、及び、必要な場合の是正
- ②納税者に対する牽制効果 ③税制に対する信頼性の確保 ④税制や税務行政における課題の把握

○税務調査の類型と近年の傾向

電話や書簡のやり取り（机上調査）

特定の項目に対象を絞った調査

実地で行う総合的な調査

申告データと他のデータ（法定調書情報、他機関保有情報）のマッチング等により、自動的かつ的確に対象を特定
→面の広がりのある調査を効率的に実施 ⇒ 牽制効果の向上

必要性の高い事案に重点化
→高額・悪質な事案には厳正な対処
⇒ 税制に対する信頼性の確保

環境の変化を踏まえた各国税務当局の取組（具体例）

（注）OECD 報告書で取り上げられている各国税務当局の取組のうち主なものについて、便宜的に分類の上、並び替えたもの。

1 取引・申告段階におけるコンプライアンスの実現

(1) 多様なデータや先進的な技術の活用

- 第三者から税務当局に提供されるデータ（法定調書情報等）を活用した記入済み申告
- 会計処理機能やVAT申告書の自動作成機能を有する電子インボイス発行システムの普及促進
- 従業員の口座への給与振込時に源泉所得税額を自動的に計算するとともに、同税の申告や納付も行うことのできる仕組みの構築（金融機関との協力により実施）
- 改ざん防止機能など一定の要件を満たした会計システムに対する当局の認証

環境の変化を踏まえた各国税務当局の取組（具体例）（続き）

1 取引・申告段階におけるコンプライアンスの実現（続き）

(2) 納税者と税務当局の相互信頼に基づく双方向の情報開示

<納税者 ↔ 税務当局>

- ルーリング（個別の取引に係る税務上の取扱いについての事前照会及びその回答）による非違（見解の相違）の未然防止
- 協力的アプローチ（納税者からの一定の情報開示を前提として、税務調査の頻度を減らすなど納税者側の負担を軽減する取組）による争点の早期解決
 - 現行、大企業を中心として実施されているが、OECD報告書では、中小企業や個人富裕層への拡大も有益と指摘
- 中小事業者に対する リアルタイムの申告支援（納税者は日頃の取引に係る税務処理の情報をオンラインで税務当局に提供。税務当局は必要に応じ適正な処理方法を助言）

<税務当局 → 納税者>

- 税務当局による 税務調査の方針（重点的な調査が必要な分野等）の公表
 - 当該重点分野に係る納税者に対して牽制効果を働かせるとともに、そうした分野に対して税務当局が適正な対応を行っているということを納税者全般に示すことにより税制及び税務行政に対する信頼の向上を図ることも可能

<納税者 → 税務当局>

- 外部専門家による監査や非違の生じやすい項目に係る自己点検の結果についての税務当局への情報提供

2 効率的かつ効果的な税務調査の実施

- 申告内容と他のデータのマッチングによる、自動的な非違の探知や納税者に見直しを要請するレターの作成
- 法定調書情報のほか、他の行政機関や他国の税務当局等から得られる 多様なデータを活用した調査選定の高度化
- 各部署の税務調査官がそれぞれ必要なデータを抽出し分析することができる 汎用性の高い（当局内部の）システムの整備
- 税務調査に必要な情報を標準化した （納税者が保存すべき）データフォーマットの公開
 - 税務調査は主に当該データの分析により実施するため、納税者及び当局の双方にとって負担が軽減